

令和8年度事業計画書

I. 基本的な方針

令和7年度の畜衛生の状況を見ると、高病原性鳥インフルエンザは発生件数並びに殺処分羽数ともに令和6年度シーズンの半数以下となり、13道府県で合計18事例となっている。(令和8年2月末日時点)。しかし、ここ数年の発生の影響で卵価は高止まりとなっており、国は予防的ワクチン接種に関し技術的課題の検討を始めている状況である。また、豚熱も散発的に発生が継続し、岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県の20都県100例に到達しており(令和6年2月末日時点)、ワクチン接種推奨地域は北海道を除く全国に及んでいる。さらに、アフリカ豚熱は、アジアでは中国を中心としてほぼ全域に拡大しており、令和7年10月には台湾で発生が認められたことから、アジアで清浄なのは日本のみとなっている。

このように国内外で感染症のまん延が続く中、昨年食糧農業農村基本計画が改正され、動物用医薬品を国家戦略物資として位置付けられたこともあり、動物用医薬品業界としても、継続して関係機関等と連携して家畜防疫の強化に協力していかねばならない状況である。

一方、薬剤耐性対策については2期目である「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2023-2027」が策定されている。プランでは、6分野を柱として推進することとなっており、抗微生物剤の適正使用に数値目標を設定するなどより具体的な取り組みが掲げられている。これまで我が国では硫酸コリスチンを始めとする抗菌性物質系飼料添加物の指定取り消し等の対策が行われてきている。今後も One Health の考え方を踏まえた動物用抗菌性物質(動物用医薬品及び飼料添加物)の適正使用及び慎重使用の取り組みを進めつつ、抗微生物剤の必要性・使用量を減じるようハード、ソフト両面からの飼養衛生管理の改善、ワクチン等の開発が必要である。

このように動物用医薬品業界を取巻く環境は、引き続き大きく変化しており、本年度も「動物用医薬品等(医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品をいう。)の開発、改良及びその普及並びに動物用医薬品等に関する調査研究の成果の活用を図ることにより、動物の衛生の向上を推進し、人と動物の共生の増進を通じて公衆衛生の向上に寄与する。」ことを目指して協会の活動を展開する。

動物用医薬品業界の重要な責務は、動物用医薬品等の安定供給並びに安全で、有効性のより高い新薬の開発・供給を進めることである。このため、動物用医薬品等の承認の迅速化、安全性の確保への的確で円滑な対応が図られるよう承認審査上の諸課題の解消に取り組むとともに、動物用医薬品等に関する国際的な動向及

び情報収集に努め、取得した情報等の会員への伝達をより一層強化する。更に、動物用医薬品を巡る課題に政府、国際機関等と連携し、適切に対応するために、協会内の各種委員会での検討を踏まえて、特に次に掲げる事業を展開する。

1. 動物用医薬品等の従事者の資質向上及び最新の学術、情報の普及に関する広報活動を推進し、動物用医薬品等に関する一般社会の理解の醸成と知識の啓発、普及を促進するとともに、適正使用及び抗菌性物質製剤の慎重使用の推進を図り、動物の健康促進と食の安全に対する社会的な要請に寄与する。
2. 動物用医薬品等の国内外の法制度及び承認期間等の実態を調査研究し、製造販売承認の迅速化及び円滑化の実現に向けて諸課題の解消に取り組み、優良な製剤の開発・改良を促進する。
3. 動物用医薬品等に係る科学技術に立脚した基礎的技術の開発・改良及び製造技術の向上に資する。
4. 人獣共通感染症の防除に不可欠な防疫資材の安定的な供給を推進し、健康的で安全な社会生活の実現に貢献する。
5. 国際機関との連携、国際会議への参加等を通して、国際的活動への支援・協力を推進し、国際的な動向に的確に対応する。

また、これらとともに会員におけるコンプライアンス(医薬品医療機器等法遵守)体制の整備を徹底し、動物用医薬品等業界に対する社会からの信頼を強固なものにする。

なお、現在の事業実施を含めた協会の活動については、引き続きオンライン会議及びテレワーク等の積極的な実施に努める。

II. 具体的な事業実施計画

協会事業の企画調整のために総務委員会を開催する他に、次の各事業目的に対応した事業を実施する。

1 公益目的事業

(1) 公1: 学術振興普及に関する事業

1) 学術講習会等開催事業

動物用医薬品等の専門知識を有する者を対象に、動物用医薬品等の最新の学術、許可と承認手続き等の知識の提供、有効性情報・安全性情報の収集及び伝達技能の付与向上を図るための学術講習会等を開催する。

- ① 学術講習会開催事業
- ② 製造販売管理者講習会開催事業

2) 広報活動事業

動物用医薬品等に関する法律、政省令、許認可情報、学術情報の広報、薬事関係法規等、許可と承認手続き等の解説書等の刊行及び海外の動物用医薬品関係機関との連携活動として技術的情報の提供を行い、動物用医薬品等に関する理解の醸成と知識の啓発・普及を図るため、関係刊行物の発行等を行う。

- ① 広報誌(動物薬事、JVPA DIGEST、国際情報等)の発行事業
- ② 書籍(動物薬事関係法令集、動物用医薬品等製造販売指針)の発行事業
- ③ ホームページ情報伝達事業

3) 関連委員会(広報・教育委員会)開催事業

(2) 公2: 関係法令等調査研究に関する事業

1) 動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成推進事業 (国庫補助事業)

動物用医薬品の承認基準の国際的調和に関する会議(VICH)、世界動物薬企業連盟の主催する会議等に参画し、動物用医薬品の国際流通上の課題について調査研究を行い、動物用医薬品等の開発促進と安定供給に資する。

- ① 国際会議対応(出席・開催)事業
- ② 関係法令調査事業
- ③ 他国・地域機関への国際基準の普及啓発

2) 関係法令等調査研究事業

動物用医薬品等に係る法制度及び派生する課題、各種ガイドラインの設定等を調査研究し、許可及び承認の手続きの迅速化に寄与させる。

- ① 動物薬事問題定例協議会開催
- ② その他の関係法令への対応
- ③ 国際機関との連携確保事業

3) 関連委員会(薬事委員会、技術検討委員会、バイオ医薬品等委員会、国際対応委員会)開催事業

(3) 公3: 開発・改良・製造技術向上対策に関する事業

1) 動物用医薬品等開発事業

動物用医薬品等に係る科学技術に立脚した基礎的技術の開発・改良及び製造技術の向上を促進し、新しい動物用医薬品等の供給を通して動物衛生の向上に貢献する。

【動物用医薬品等輸出促進対策事業(JRA 補助事業)】

国内メーカーが製造している高品質かつ高性能の動物用医薬品を海外の展示会に出展し、同時に商談会を開催することで輸出促進を図る。また、輸出先国の承認所管担当部局の専門家を招聘し、輸出先国での製造販売承認取得に向けて承認申請実務に関する講習会を開催し、もって、輸出振興に資する。

2) 開発等促進対策事業

動物用医薬品等に係る開発・改良上の課題を調査・研究し、開発促進のための提言や推進を図ることにより動物用医薬品等の開発促進・安定供給に資する。

【動物用医薬品 産学官連携プラットフォーム運営等委託事業】

農林水産省は、令和6年11月に動物用ワクチン戦略中間取りまとめを策定し、この戦略に沿って、畜水産業の生産現場で必要な動物用医薬品の迅速な開発・実用化、安定供給に向け産学官の関係者が連携して取組み、開発、承認、製造、販売体制を強化することを目的とする、動物用医薬品産学官連携プラットフォーム(Veterinary Medicine Industry-Academia-Government Collaboration、以下「VMC」という。)を新たに立上げ、VMCのもとで課題解決のための取組を遂行していくこととしている。

本事業は、令和8年度におけるVMCの運営を遂行し、動物用ワクチン戦略の取組を進め、畜水産業の生産現場が求めているワクチンの迅速な開発・実用化、安定供給に向けた体制の強化に資することを目的とするものである。

3) 関連委員会(バイオ医薬品等委員会、技術問題検討委員会)開催事業

(4) 公4: 動物衛生向上対策に関する事業

1) 動物衛生向上対策事業

国家防疫上重要な人獣共通感染症等の防疫に不可欠な防疫資材の緊急供給や広範囲に浸潤する深刻な動物の疾病等の拡大を防ぐために、関係機関と連携又は救援支援要請に応え、有効な動物用医薬品等の供給・提供を行う事業を推進する。

2) 防疫資材等供給円滑化事業

人獣共通感染症等の的確な防除に不可欠な防疫資材の緊急供給をすることともに、安全な社会生活の実現への社会的要請に貢献する。

3) 関連委員会(バイオ医薬品等委員会、技術検討委員会、国際対応委員会、流通等適正化委員会)開催事業

2 収益等事業

(1) 収益: 出版に関する事業

- 1) 家畜共済薬効別薬価基準表刊行事業
- 2) 動物用医薬品医療機器要覧刊行事業
- 3) 関連委員会(技術検討委員会、流通等適正化委員会)開催事業

(2) その他: 業界関係者相互協力に関する事業

1) コンプライアンス推進事業

医薬品医療機器等法の動物薬事関係法規を遵守し、社会に貢献する業界であることの意識の向上及びその実践を推進する。

① コンプライアンス推進委員会開催

② 薬事責任担当国会議開催

2) 意見交換会開催事業

会員相互、関係団体との意見交換会を開催して情報収集・発信を行い、適時適切な情報の共有化を促進して会員相互の持続的発展に資する。

3) 関連委員会(薬事委員会、流通等適正化委員会、)開催事業

3 その他

協会の目的を達成するために上記以外の必要な事業を展開する。